

船舶事故等調査報告書

平成22年11月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第126号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年6月16日 14時00分ごろ	
発生場所	愛媛県松山市鹿島西方沖 北条港灯台から265°0.9海里付近 (概位 北緯33°58.5′ 東経132°45.1′)	
事故等調査の経過	平成22年8月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第一神徳丸、191トン 132135、正和海運有限会社 B 漁船 国栄丸、3.67トン EH3-22585、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、五級海技士（航海） B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	B 甲板員が全治1週間の腰部打撲	
損傷	A 船首部に擦過傷 B オーニングの支柱曲損、かんぬき折損	
事故等の経過	A船は、船長ほか2人が乗り組み、南西進中、B船は、船長ほか1人が乗り組み南西進中、平成22年6月16日14時00分ごろ鹿島西方沖において両船が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風力 2、風向 西、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、鹿島西方沖を南西進中、船長Aが、船首方にB船を認めた際、B船が横切り船で衝突のおそれはないものと思込み、その後、同船に対する見張りを行っていなかった可能性があると考えられる。 B船は、鹿島西方沖を南西進中、船長Bが、漁具の片付けに専念し、見張りを行っていなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、鹿島西方沖において、A船及びB船がともに南西進中、両船が見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	